

株 主 各 位

静岡県浜松市市野町1126番地の1
浜松ホトニクス株式会社
取締役社長 晝馬輝夫

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に際しましては、46頁記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）による方法と重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものといたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年12月21日（木曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県浜松市板屋町111番地の1
アクトシティ浜松 中ホール
3. 目的事項
報告事項 1. 第59期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 役員賞与支給の件
4. 招集にあたっての決定事項
(1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
(2) 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(3) 電磁的方法（インターネット等）と議決権行使書面の両方で議決権行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
(4) 株主総会当日、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、株主様ご本人の議決権行使書とともに、代理権を証する書面をご提出ください。

以 上

(お願い)

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hamamatsu.com/ja/ir/index.html>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年10月1日から
平成18年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の改善による設備投資の拡大に加え、雇用環境の改善に伴い個人消費が上向きになるなど、景気は緩やかな回復基調の中で推移いたしました。

このような状況におきまして、当社グループは、長年培ってきた光技術を通じて新産業を創成すべく、新規応用分野への展開を目指しつつ、多様化する市場ニーズに応えた製品をいち早く投入するとともに、コスト低減に引き続き取り組むことで、売上高、利益の拡大に努力してまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、海外売上げが前期に比べ大幅に増加し、国内売上げも堅調に推移いたしました結果、売上高は86,988百万円と前期に比べ13,079百万円(17.7%)の増加となりました。一方、利益面につきましても、経常利益は16,036百万円と前期に比べ3,918百万円(32.3%)増加し、当期純利益につきましても9,741百万円と前期に比べ2,015百万円(26.1%)の増加となり、増収増益となりました。

次に、事業区分別・品目別の概況につきましてご報告申し上げます。

光電子部品事業

「光電子増倍管」

光電子増倍管は、PET・ガンマカメラ用などの核医学診断、X線画像診断等の医用分野におきまして、市場の要求に応える高い性能と信頼性を評価されたことによりシェアが拡大し、売上げを伸ばしました。また、油田探査用の光電子増倍管が、採掘時の百数十度の高温や衝撃・振動などが加わる劣悪な使用環境のもとで高い性能を発揮する信頼性を評価され、海外にて売上げを大きく伸ばしました。このように、光電子増倍管といたしましては、医用、産業、分析、計測等の分野において好調に推移し、売上げを伸ばしました。

「イメージ機器及び光源」

イメージ機器及び光源は、X線像を光学像に変換するX線シンチレータが、歯科及び胸部撮影用のX線画像診断装置向けに、高感度、高解像度を評価されたことに加えて、X線フィルムのデジタル化の動きも相まって、欧米を中心に大きく売上げを伸ばしました。また、半導体関連等の産業分野における設備投資の増加を背景として、微細化、小型化が進む電子部品内部の非破壊検査装置向けにマイクロフォーカスX線源の需要が高まり、売上げを伸ばしました。この結果、イメージ機器及び光源といたしましては、主に医用分野及び産業分野における需要の拡大により、売上げを伸ばしました。

「光半導体素子」

光半導体素子は、シリコンフォトダイオードが医用分野を中心に引続き堅調に推移し、また、フラットパネルセンサが、高感度、高解像度という高い性能に加え、受光面積や画素数を顧客ニーズに応じて最適に設計できることが評価され、歯科用向けに大幅に売上げを伸ばしました。さらに、フォトICが、電装化が進む自動車の車内ネットワーク通信向けに順調に売上げを伸ばしたことに加えて、欧州の環境規制であるRoHS指令（特定有害物質使用制限指令）に対応した照度センサも売上げに寄与し始めたことから、光半導体素子といたしましては、順調に売上げを伸ばしました。

以上の結果、光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子をあわせました光電子部品事業といたしましては、売上高は72,906百万円と前期に比べ19.2%の増加となりました。

計測機器事業

「画像処理・計測装置」

画像処理・計測装置は、半導体故障解析装置が、検出器の高感度化を実現したことにより故障位置のさらなる高精度な解析が可能となり、アジア及び欧米を中心に期の後半に売上げを伸ばし、全体としては堅調な売上げをみせました。また、デジタルカメラは、米国を中心としたバイオ分野のOEMビジネスが引続き堅調に推移し、加えて、医用分野向けの高解像度病理デジタルスライド観察システムも売上げに寄与し始めました。

この結果、計測機器事業といたしましては、売上高は13,438百万円と前期に比べ11.3%の増加となりました。

〔事業区分別・品目別売上高〕

事業区分	品目		第59期 (17.10～18.9)	第58期 (16.10～17.9)	増 減	
			金額	金額	金額	比率
光電子部品事業	光電子増倍管	国内	4,083 <small>百万円</small>	4,425 <small>百万円</small>	341 <small>百万円</small>	7.7 %
		海外	16,742	12,796	3,945	30.8
		計	20,825	17,221	3,604	20.9
	イメージ機器及び光源	国内	6,309	5,505	803	14.6
		海外	8,559	6,144	2,415	39.3
		計	14,868	11,649	3,219	27.6
	光半導体素子	国内	15,816	14,374	1,442	10.0
		海外	19,941	16,642	3,298	19.8
		計	35,758	31,017	4,741	15.3
	その他の光電子部品	国内	1,224	1,153	71	6.2
		海外	229	129	100	77.5
		計	1,453	1,282	171	13.4
	小計	国内	27,433	25,457	1,975	7.8
		海外	45,472	35,712	9,759	27.3
		計	72,906	61,170	11,735	19.2
計測機器事業	画像処理・計測装置	国内	5,334	6,012	678	11.3
		海外	7,662	5,726	1,936	33.8
		計	12,997	11,738	1,258	10.7
	その他の計測機器	国内	196	185	10	5.7
		海外	244	151	93	62.0
		計	441	336	104	31.0
	小計	国内	5,531	6,198	667	10.8
		海外	7,907	5,877	2,030	34.5
		計	13,438	12,075	1,362	11.3
その他事業	国内	643	663	19	2.9	
	海外					
	計	643	663	19	2.9	
合計	国内	33,608	32,319	1,289	4.0	
	海外	53,380	41,590	11,790	28.3	
	計	86,988	73,909	13,079	17.7	

次に研究開発の状況につきましてご報告申し上げます。

生命科学の分野におきましては、当社が設立いたしました財団法人浜松光医学財団におきまして、PET / X線CT / MRI（磁気共鳴映像装置） / US（超音波エコー診断装置）を総合的に用いた研究検診の3年目が終了いたしました。この3年間の研究検診の結果、がんをほぼ正確に発見できることが示されるとともに、発見されたがんの60%が早期がんであることから、総合検診の有効性が改めて示されました。

また、光を用いて乳がんを検査する光マンモグラフィの試作機を開発いたしました。光マンモグラフィは、現在広く用いられているX線マンモグラフィとは異なり、放射線被曝の心配がない安全な検査装置として期待されており、浜松医科大学と共同で既存の検査法との比較研究に着手してまいります。

さらに、光情報処理の分野におきまして、画像検索システム用に光の波面を高精度に制御する反射型液晶デバイス「LCOS型空間光変調器」の開発に成功しました。空間光変調器は、物質の微細加工などに用いるレーザー光のゆがみを補正し、一点に集光するなどして加工精度や効率の向上を可能とします。また、顕微鏡などに搭載することにより解像度が低い物体の特徴が見極めやすくなるなど、遺伝子の解明や医薬品開発に用いられる高性能顕微鏡への応用も期待されております。LCOS型を実現したことにより、大幅な小型化、応答速度の高速化、さらに低コスト化も実現するなど、世界で初めて空間光変調器の産業への実用化を可能といたしました。なお、本テーマ及び上記光マンモグラフィの開発成果の一部は、文部科学省のリーディングプロジェクト事業によるものです。

一方、半導体レーザーにつきましては、世界最大のピーク出力220kWを実現し、また、当社独自の高密度な集積化技術により、小型でありながら高出力、高効率な特性を実現した高出力半導体レーザー（LD）モジュールを開発いたしました。このLDモジュールにより駆動される大出力レーザーシステムは、自動車、半導体等の産業分野や医療分野への展開だけでなく、将来のレーザー核融合炉用ドライバーへの応用が期待されております。

このように、長年にわたり培ってきた当社グループ独自の光技術を駆使し、バイオ、医療、情報、通信、エネルギー、物質、宇宙・天文、農業等の分野において、新しい知識、新しい産業の創成を目指した研究を進めております。

なお、当連結会計年度の研究開発費は、9,181百万円と前期に比べ3.8%増加いたしました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、製品開発力の強化及び製造設備の集約による生産能力の拡大などを目的に、総額11,700百万円となりました。事業区分別の設備投資額は、光電子部品事業9,768百万円、計測機器事業1,485百万円、その他446百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内経済は、企業収益の改善や設備投資の増加により、景気回復基調が持続し、個人消費も緩やかに増加するものと期待されておりますが、為替の不安定な動き等の懸念材料もあり、当社グループをとりまく経営環境は依然として厳しい状況が続くものと認識しております。

当社グループは、光技術を通して新しい産業を創成することにより業容を拡大し、もって社会・人類に貢献することを目指しております。これまで当社グループは、人類にとって未知未踏の分野は無限にあるとの認識のもと、一貫して光の持つ可能性を探究してまいりました。

この結果生み出された光技術は、すでに国内外の産業、医用、学術研究などの分野において基盤技術として利用されております。しかしながら、光のもつ可能性に比較すれば未だ限られた範囲に過ぎず、光の応用分野は、将来に向けさらに拡大するものと考えております。

このような状況におきまして、今後当社グループが関るべきマーケットをさらに拡大させるためには、引続き光技術を追い求めることで新たな産業の種（シーズ）となる知識・技術を生み出すとともに、そのシーズを産業化するための開発を積極的に推進する必要があるものと認識しております。

そして、これらを実現するためには、当社グループの従業員一人ひとりが、当社が現在そして未来においてどのような役割を果たすべきかを掴み、新産業の創成に如何に取り組んでいくべきかを考え、日々研鑽しながら、産業化に向けての知識を高め、世界規模の競争にも打ち勝つ技術開発を行うことが重要だと考えております。

当社グループは、今後も引続き光技術を追い求める一方で、市場のニーズを先取りし、光技術を駆使した製品開発を行うとともに、生産の効率化、量産化等を積極的に推し進め、グループ一丸となって新たな産業の創成と業容の拡大に邁進することにより、株主の皆様のご期待にそえるよう努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、以上のような考え方にご理解をいただき、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第56期 (14.10～15.9)	第57期 (15.10～16.9)	第58期 (16.10～17.9)	第59期 (17.10～18.9)
売 上 高 (百万円)	60,919	70,466	73,909	86,988
経 常 利 益 (百万円)	4,172	9,999	12,117	16,036
当期純利益 (百万円)	1,622	4,652	7,726	9,741
1株当たり当期純利益	23円9銭	69円86銭	117円98銭	142円39銭
総 資 産 (百万円)	112,269	119,045	144,437	161,192
純 資 産 (百万円)	51,009	50,966	58,400	88,143
1株当たり純資産額	758円92銭	783円30銭	897円63銭	1,179円86銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第59期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（平成17年12月9日 企業会計基準第5号）」及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）」を適用しております。
3. 銭未満は四捨五入しております。

(6) 重要な子会社の状況

ア．重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ホトニクス・マネージメント・コーポ	33,521千 米ドル	100.0%	持株会社
ハママツ・ホトニクス・ドイツ ラント・ゲー・エム・ペー・ハー	2,000千 ユーロ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器 及び光源、光半導体素子、 画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・フランス ・エス・ア・エール・エル	1,136千 ユーロ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器 及び光源、光半導体素子、 画像処理・計測装置の販売
ハママツ・ホトニクス・ユー ・ケイ・リミテッド	400千 英ポンド	100.0	光電子増倍管、イメージ機器 及び光源、光半導体素子、 画像処理・計測装置の販売
株 式 会 社 光 素	85,000千 円	100.0	光源の製造
中 国 健 康 産 業 株 式 会 社	80,000千 円	100.0	医療機器の研究開発
ハママツ・ホトニクス・ノルデン ・エイ・ビー	2,700千 スウェーデンクローネ	100.0	光電子増倍管、イメージ機器 及び光源、光半導体素子、 画像処理・計測装置の販売
スペクトロ・ソリューションズ ・アー・ゲー	200千 スイスフラン	100.0	分光器の開発
ハママツ・ホトニクス・イタリア ・エス・アール・エル	728千 ユーロ	99.9 〔 0.1 〕	光電子増倍管、イメージ機器 及び光源、光半導体素子、 画像処理・計測装置の販売
株 式 会 社 光 ケ ミ カ ル 研 究 所	446,500千 円	89.6	医療用薬剤の研究開発

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
高 丘 電 子 株 式 会 社	55,000千 円	86.1%	光電子増倍管の製造
北京浜松光子技術股份有限公司	50,000千 中国元	69.3	光電子増倍管の製造・販売、光半導体素子の販売
浜 松 電 子 プ レ ス 株 式 会 社	30,000千 円	60.0	電子部品、金型の製造
株式会社磐田グランドホテル	480,000千 円	57.1	ホテル事業
インスペックス・インク	15,969千 米ドル	(100.0)	故障解析ソフトウェアの開発
ハママツ・コーポレーション	426千 米ドル	(100.0)	光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置の販売
ユニバーサル・スペクトラム・コーポレーション	50千 米ドル	(100.0)	電子部品等の販売
コンピックス・インク	5千 米ドル	(100.0)	画像解析用ソフトウェアの開発
ホトニクス・ハワイ・コーポレーション	1千 米ドル	(100.0)	持株会社
杭州浙大浜松光子科技有限公司	3,000千 中国元	<70.0>	医療機器の研究開発

- (注) 1. 出資比率の()内の数字は間接所有比率であり、ハママツ・ホトニクス・ユー・ケイ・リミテッドが所有するものであります。
2. 出資比率の()内の数字は間接所有比率であり、ホトニクス・マネージメント・コーポが所有するものであります。
3. 出資比率の< >内の数字は間接所有比率であり、中国健康産業株式会社が所有するものであります。
4. 株式会社磐田グランドホテルは、資本金及び当社の出資比率が減少しております。
5. ホトニクス・リサーチ・コーポは、平成18年9月21日をもちまして、清算を結了いたしました。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、光電子増倍管、イメージ機器及び光源、光半導体素子、画像処理・計測装置等の光関連製品の製造、販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおります。

主要製品又は事業内容は次のとおりであります。

事業区分	品目	主要製品又は事業内容
光電子部品事業	光電子増倍管	光電子増倍管、光センサモジュール、マイクロチャンネルプレート内蔵光電子増倍管、光電子増倍管周辺機器、電子増倍管、近接型イメージンテンシファイア、高速ゲートイメージンテンシファイアユニット、光電管
	イメージ機器及び光源	マイクロフォーカスX線源、X線シンチレータ、X線イメージンテンシファイア、マイクロチャンネルプレート、FOP（ファイバオプティックプレート）、ストリーク管、重水素ランプ、キセノンランプ、水銀キセノンランプ、低圧水銀ランプ、スポット光源、静電気除去装置（フォトイオナイザ）、炎センサ（UVtron）
	光半導体素子	フォトダイオード（Si、GaAs、GaAsP、GaP）、APD（Si、InGaAs）、フォトIC、フォトトランジスタ、PSD（位置検出素子）、赤外線検出素子（InGaAs、PbS、PbSe、InSb、InAs、MCT、フォトドラッグ）、InGaAsイメージセンサ、CCDイメージセンサ、CMOSイメージセンサ（アンプ付フォトダイオードアレイ）、NMOSイメージセンサ、X線フラットパネルセンサ、LED、ミニ分光器、フォトセンサアンプ、PSD信号処理回路、APDモジュール、距離センサ、イメージセンサ駆動回路・応用製品、光通信用デバイス、車載用デバイス、高エネルギー用特殊受光素子
計測機器事業	画像処理・計測装置	計測用冷却デジタルCCDカメラ（モノクロ／3 CCDカラー、近赤外、紫外、X線、電子増倍型、高冷却型、高速型）、X線ラインセンサ、マシンビジョンシステム、燃焼・プラズマ計測システム、ボディラインスキャナ、ストリークカメラ、蛍光寿命測定装置、ダイナスペクト、光ビーム計測装置、PMA、半導体故障解析装置、プラズマプロセスモニタ、厚み計測装置、光学顕微鏡用画像処理・解析装置、ドラッグスクリーニングシステム、近見反応測定装置（トライイリス）、非侵襲脳内酸素モニタ、病理デジタルスライド観察システム（ナノズマー）
その他事業		医療用薬剤の研究開発、ホテル事業

(8) 主要な営業所及び工場

ア．当社

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社事務所	静岡県浜松市	東京支店	東京都港区
本社工場	静岡県浜松市	大阪営業所	大阪市中央区
三家工場	静岡県磐田市	筑波営業所	茨城県つくば市
豊岡製作所	静岡県磐田市	仙台営業所	仙台市青葉区
天王製作所	静岡県浜松市	中央研究所	静岡県浜松市
常光製作所	静岡県浜松市	筑波研究所	茨城県つくば市
都田製作所	静岡県浜松市		

イ．子会社

会社名		所在地
国内	株式会社光素	静岡県磐田市
	中国健康産業株式会社	静岡県浜松市
	株式会社光ケミカル研究所	岡山県岡山市
	高丘電子株式会社	静岡県浜松市
	浜松電子プレス株式会社	静岡県磐田市
	株式会社磐田グランドホテル	静岡県磐田市
海外	ホトニクス・マネージメント・コーポ	米 国
	ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・ペー・ハー	独 国
	ハママツ・ホトニクス・フランス・エス・ア・エール・エル	仏 国
	ハママツ・ホトニクス・ユー・ケイ・リミテッド	英 国
	ハママツ・ホトニクス・ノルデン・エイ・ビー	ス ウ ェ ー デ ン
	スペクトロ・ソリューションズ・アー・ゲー	ス イ ス
	ハママツ・ホトニクス・イタリア・エス・アール・エル	伊 国
	北京浜松光子技術股份有限公司	中 国
	インスペックス・インク	米 国
	ハママツ・コーポレーション	米 国
外	ユニバーサル・スペクトラム・コーポレーション	米 国
	コンピックス・インク	米 国
	ホトニクス・ハワイ・コーポレーション	米 国
	杭州浙大浜松光子科技有限公司	中 国

(9) 従業員の状況

従業員数(前期比増減)	平均年齢	平均勤続年数
3,468 (+194) 名	38.0歳	12.5年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、上記のほか、パートタイマー227名があります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先名	借入金額
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,542 ^{百万円}
株式会社りそな銀行	2,404
株式会社静岡銀行	1,420
株式会社みずほコーポレート銀行	1,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況

ア．発行可能株式総数	250,000,000株
イ．発行済株式の総数	77,355,698株
ウ．株主数	44,753名
エ．大株主	

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,729,900 ^株	6.1%
浜松ホトニクス従業員持株会	4,446,500	5.7
トヨタ自動車株式会社	4,200,000	5.4
日本トラステイ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,205,900	4.1
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	2,197,678	2.8
晝馬輝夫	1,971,042	2.5
大塚治司	1,027,728	1.3
日本生命保険相互会社	930,200	1.2
ソニー生命保険株式会社	838,600	1.1
浜松インターナショナル株式会社	798,000	1.0

(注) 上記のほか、当社名義の自己株式3,228,262株があります。なお、当該株式数は株主名簿記載上の数であり、実質的な保有株式数は3,226,262株であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

第58期定時株主総会后、定款授權に基づく取締役会決議により買受けた自己株式はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項
現に発行している新株予約権付社債

銘 柄	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の発行価額	新株予約権の行使価額
第4回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (平成16年12月17日発行)	3,620個	普通株式 1,629,162株	無 償	2,222円

(注) 上記の他、以下の転換社債を発行しております。

銘 柄	転換社債の残高	転換により発行すべき株式の種類	転換価額
第3回無担保転換社債 (平成12年10月5日発行)	14,667百万円	普通株式	2,711円

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

氏 名	会社における地位	担当及び他の法人等の代表状況等
晝馬輝夫	代表取締役会長兼社長	(注) 1.
大塚治司	取締役副会長	
山本晃永	代表取締役専務取締役	固体事業部長
晝馬日出男	常務取締役	システム事業部長
竹内純一	常務取締役	電子管事業部長
鈴木義二	常務取締役	中央研究所長
鈴木志明	取締役	管理部長
内山博文	取締役	材料技術開発担当
小池隆司	取締役	東京支店長
服部哲夫	取締役	トヨタ自動車株式会社専務取締役
吉池隆	常勤監査役	
松井昌憲	常勤監査役	
鈴木武	監査役	トヨタ自動車株式会社専務取締役
柴谷元	監査役	

(注) 1. 代表取締役会長兼社長晝馬輝夫氏が兼務しております他の法人等の代表者等のうち、重要なものは次のとおりであります。

法 人 名	法人における地位
ハ マ マ ッ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	取 締 役
財団法人光科学技術研究振興財団	理 事 長
財団法人浜松光医学財団	理 事 長
学校法人光産業創成大学院大学	理 事 長

2. 取締役服部哲夫氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鈴木 武氏及び監査役柴谷 元氏は、社外監査役であります。
4. 平成17年12月20日開催の第58期定時株主総会で取締役が全員改選され、同日開催の取締役会で代表取締役、役付取締役を選任し、それぞれ就任いたしました。
取締役の異動は、重任を除き次のとおりであります。

就任 取締役 服部哲夫
退任 取締役 高下信行
取締役 渡邊浩之

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	10名	253百万円
監 査 役	4名	37百万円
合 計	14名	291百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成3年12月19日開催の第44期定時株主総会において月額35百万円以内(ただし、使用人分の給与は含まない。)と決議させていただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成3年12月19日開催の第44期定時株主総会において月額4百万円以内と決議させていただいております。
3. 上記のほか、平成17年12月20日開催の定時株主総会決議に基づき、前事業年度に係る役員賞与を下記のとおり支給しております。
- 取締役11名 48百万円 監査役4名 7百万円
4. 上記の役員報酬には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した下記の金額を含んでおります。
- 取締役10名 48百万円 監査役4名 7百万円

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	33百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
合 計	35百万円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円
---------------------------------	-------

(3) 連結子会社の監査

当社の連結子会社におきまして、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けているもののうち、重要なものは次のとおりであります。

法 人 名
ハママツ・コーポレーション
ハママツ・ホトニクス・ドイツュラント・ゲー・エム・ペー・ハー

(注) 本事業報告の金額の記載につきましては、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	93,299	流動負債	52,433
現金及び預金	49,567	支払手形及び買掛金	11,269
受取手形及び売掛金	22,975	短期借入金	2,171
たな卸資産	15,371	一年以内返済予定長期借入金	5,001
繰延税金資産	3,529	一年以内償還転換社債	14,667
その他	2,001	未払法人税等	4,212
貸倒引当金	△ 146	賞与引当金	5,001
		役員賞与引当金	60
		設備購入支払手形	1,529
		その他	8,520
固定資産	67,893	固定負債	20,614
有形固定資産	55,458	新株予約権付社債	3,620
建物及び構築物	23,572	長期借入金	4,031
機械装置及び運搬具	10,698	繰延税金負債	91
工具、器具及び備品	3,783	退職給付引当金	11,475
土地	13,528	役員退職慰労引当金	1,385
建設仮勘定	3,874	その他	10
		負債合計	73,048
		純資産の部	
無形固定資産	474	株主資本	85,509
投資その他の資産	11,960	資本金	26,487
投資有価証券	5,116	資本剰余金	26,236
長期貸付金	42	利益剰余金	38,802
投資不動産等	286	自己株式	△ 6,016
繰延税金資産	4,856	評価・換算差額等	1,794
その他	1,674	その他有価証券評価差額金	1,712
貸倒引当金	△ 16	繰延ヘッジ損益	△ 53
		為替換算調整勘定	135
		少数株主持分	839
		純資産合計	88,143
資産合計	161,192	負債、純資産合計	161,192

連結損益計算書

(自 平成17年10月1日
至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		86,988
売上原価		41,346
売上総利益		45,642
販売費及び一般管理費		29,915
営業利益		15,726
営業外収益		
受取利息及び配当金	198	
固定資産賃貸収入	127	
投資不動産等賃貸収入	213	
持分法による投資利益	88	
その他の営業外収益	231	860
営業外費用		
支払利息	155	
投資不動産等に係る諸費用	83	
為替差損	306	
その他の営業外費用	3	549
経常利益		16,036
特別利益		
固定資産売却益	52	
補助金収入	87	
貸倒引当金戻入額	65	205
特別損失		
固定資産売却及び除却損	88	
固定資産圧縮損	87	
減損	237	
投資有価証券評価損	64	478
税金等調整前当期純利益		15,764
法人税、住民税及び事業税	6,985	
過年度法人税等	674	
法人税等調整額	△1,679	5,980
少数株主利益		41
当期純利益		9,741

連結株主資本等変動計算書

(自 平成17年10月1日
至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成17年9月30日残高	16,084	15,834	31,578	△ 6,005	57,492
連結会計年度中の変動額					
転換社債の株式への 転換による新株の発行	2,220	2,219	—	—	4,439
新株予約権付社債の新株予約権 の行使による新株の発行	8,182	8,182	—	—	16,365
剰 余 金 の 配 当	—	—	△ 2,347	—	△ 2,347
利益処分による役員賞与の支給	—	—	△ 58	—	△ 58
当 期 純 利 益	—	—	9,741	—	9,741
従業員奨励福祉基金	—	—	△ 17	—	△ 17
持分変動に伴う減少高	—	—	△ 93	—	△ 93
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 11	△ 11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	10,403	10,401	7,224	△ 11	28,017
平成18年9月30日残高	26,487	26,236	38,802	△ 6,016	85,509

(単位：百万円)

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評価・換算 差額等合計		
平成17年9月30日残高	1,470	—	△ 561	908	641	59,042
連結会計年度中の変動額						
転換社債の株式への 転換による新株の発行	—	—	—	—	—	4,439
新株予約権付社債の新株予約権 の行使による新株の発行	—	—	—	—	—	16,365
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	△ 2,347
利益処分による役員賞与の支給	—	—	—	—	—	△ 58
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	9,741
従業員奨励福祉基金	—	—	—	—	—	△ 17
持分変動に伴う減少高	—	—	—	—	—	△ 93
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	△ 11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	242	△ 53	697	886	197	1,084
連結会計年度中の変動額合計	242	△ 53	697	886	197	29,101
平成18年9月30日残高	1,712	△ 53	135	1,794	839	88,143

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………20社

主要な連結子会社の名称……………ハママツ・コーポレーション

ハママツ・ホトニクス・ドイチュラント・ゲー・エム・
ペー・ハー

ハママツ・ホトニクス・フランス・エス・ア・エール・
エル

なお、ホトニクス・リサーチ・コーポについては、当連結会計年度において清算したため連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社……………該当はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……………4社

主要な関連会社の名称……………エジンバラ・インスツルメンツ・リミテッド、浜松
光電機

(2) 持分法を適用しない主要な関連会社の名称……………メントール・マリン・インク

メントール・マリン・インク他1社は、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみて、
いずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないた
め、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、北京浜松光子技術股份有限公司、杭州浙大浜松光子科技有限公
司及び懶磐田グランドホテルを除いてすべて連結決算日と一致しております。

北京浜松光子技術股份有限公司及び杭州浙大浜松光子技術股份有限公司の決算日は12月31日
であります。6月30日において仮決算を実施したうえ連結計算書類を作成しております。
なお、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上、必要な調整を
行っております。

また、懶磐田グランドホテルにつきましては決算日は3月31日であります。9月30日に
おいて仮決算を実施したうえ連結計算書類を作成しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差
額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均
法により算定）

時価のないもの……………総平均法に基づく原価法

デリバティブ……………時価法

たな卸資産

当社は貯蔵品を除くたな卸資産は総平均法に基づく原価法、貯蔵品は最終仕入原価法
に基づく原価法により評価し、連結子会社は主として先入先出法に基づく低価法によ
り評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産及び投資不動産等

当社及び国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は主として定額法によっております。

無形固定資産

主として定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社が所有する市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社の一部は、従業員の賞与の支給に充てるため支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため支給見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異につきましては、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社及び持分法を適用した在外関連会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

外貨建金銭債権債務のうち為替予約を付すものについては振当処理を行っております。
また、外貨建の予定取引の為替リスクのヘッジについては繰延ヘッジ処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………先物為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務及び外貨建の予定取引

ヘッジ方針

通常の輸出入取引等に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、先物為替予約取引について、実需の範囲内で行うこととしております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価につきましては、全面時価評価法を採用しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益が224百万円減少しております。

なお、減損損失累計額は、当該各資産の金額から直接控除しております。

2. 役員賞与に関する会計基準

当連結会計年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）に基づき、発生時に費用処理しております。

これにより、従来の方と比較して、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ60百万円減少しております。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

なお、従来「資本の部」の合計に相当する金額は87,357百万円であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金	579百万円
土地	5,149百万円
建物及び構築物	1,612百万円
計	7,340百万円

上記に係る債務

短期借入金	697百万円
1年以内返済予定長期借入金	201百万円
長期借入金	668百万円
計	1,568百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	70,796百万円
投資不動産等の減価償却累計額	1,039百万円

3. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末日残高に含まれております。

受取手形	452百万円
支払手形	16百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 研究開発費

研究開発費は一般管理費として表示しており、その総額は9,181百万円であります。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
ホテル事業	静岡県磐田市	土地	7百万円
		建物及び構築物	160百万円
遊休	岐阜県大野郡他	土地	70百万円
合計			237百万円

(経緯)

ホテル事業資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、また、遊休土地については、事業の用に供する具体的な計画が存在しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

事業資産については主に事業の種類別セグメントの区分を基本単位として、また、遊休資産については個別単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主に不動産鑑定士による評価額を基礎として評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

77,355,698株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成17年12月20日 定時株主総会	普通株式	1,302百万円	20円	平成17年9月30日	平成17年12月21日
平成18年5月16日 取締役会	普通株式	1,044百万円	15円	平成18年3月31日	平成18年6月6日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成18年12月21日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 配 当 金 の 総 額 | 1,482,588千円 |
| ② 配 当 の 原 資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 20円 |
| ④ 基 準 日 | 平成18年9月30日 |
| ⑤ 効 力 発 生 日 | 平成18年12月22日 |

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,179円86銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 142円39銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 120円47銭 |
| 4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎 | |
| (1) 1株当たり当期純利益 | |
| ① 連結損益計算書上の当期純利益 | 9,741百万円 |
| ② 普通株式に係る当期純利益 | 9,741百万円 |
| ③ 普通株式の期中平均株式数 | 68,418,503株 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | |
| ① 当期純利益の調整額 | 20百万円 |
| ② 普通株式増加数 | 12,617,929株 |

貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	81,717	流動負債	47,126
現金及び預金	43,011	支払手形	4,608
受取手形	3,748	買掛金	6,635
売掛金	18,462	一年以内償還転換社債	14,667
商製品	18	一年以内返済予定長期借入金	4,263
製成品	1,508	未払金	4,822
原材料	2,656	未払費用	928
仕掛品	7,931	未払法人税等	3,631
貯蔵品	667	前受金	273
繰延税金資産	2,658	預り金	195
未収入金	985	賞与引当金	4,749
その他の金	123	役員賞与引当金	55
貸倒引当金	△ 54	設備購入支払手形	1,529
固定資産	65,910	社内預金	687
有形固定資産	48,067	その他の	79
建物	18,578	固定負債	20,266
構築物	718	新株予約権付社債	3,620
機械及び装置	10,042	長期借入金	3,794
車両運搬具	31	退職給付引当金	11,467
工具、器具及び備品	3,107	役員退職慰労引当金	1,385
土地	11,896	負債合計	67,392
建設仮勘定	3,692	純資産の部	
無形固定資産	383	株主資本	78,522
特許権等	176	資本金	26,487
ソフトウェア	196	資本剰余金	26,200
その他	10	資本準備金	26,200
投資その他の資産	17,460	利益剰余金	31,847
投資有価証券	4,337	利益準備金	695
関係会社株式	6,246	その他利益剰余金	31,152
出資金	2	特別償却準備金	260
関係会社出資金	629	別途積立金	21,600
長期貸付金	11	繰越利益剰余金	9,291
繰延税金資産	4,807	自己株式	6,012
投資不動産等	286	評価・換算差額等	1,712
その他の金	1,154	その他有価証券 評価差額金	1,712
貸倒引当金	△ 16	純資産合計	80,235
資産合計	147,628	負債、純資産合計	147,628

損 益 計 算 書

(自 平成17年10月1日)
至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		73,899
売 上 原 価	40,340	
売 上 総 利 益		33,559
販売費及び一般管理費	22,101	
営 業 利 益		11,458
営業外収益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	890	
投資不動産等賃貸収入	213	
為 替 差 益	50	
その他の営業外収益	201	1,380
営業外費用		
支 払 利 息	90	
社 債 利 息	33	
投資不動産等に係る諸費用	83	
その他の営業外費用	17	225
経 常 利 益		12,613
特別利益		
固定資産売却益	4	
補助金収入	87	92
特別損失		
固定資産売却及び除却損	84	
固定資産圧縮損	87	
減 損 損 失	70	
投資有価証券評価損	64	
関係会社株式評価損	19	
関係会社株式譲渡損	240	566
税 引 前 当 期 純 利 益		12,138
法人税、住民税及び事業税	5,521	
過 年 度 法 人 税 等	674	
法 人 税 等 調 整 額	△1,744	4,452
当 期 純 利 益		7,686

株主資本等変動計算書

(自 平成17年10月1日
至 平成18年9月30日)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	
				特別償却 準 備 金	別途積立金	
平成17年9月30日残高	16,084	15,799	15,799	695	132	18,100
事業年度中の変動額						
転換社債の株式への 転換による新株の発行	2,220	2,219	2,219	—	—	—
新株予約権付社債の新株予約権 の行使による新株の発行	8,182	8,182	8,182	—	—	—
特別償却準備金の 繰入(前期分)	—	—	—	—	63	—
特別償却準備金の 取崩(前期分)	—	—	—	—	△ 52	—
特別償却準備金の繰入	—	—	—	—	163	—
特別償却準備金の取崩	—	—	—	—	△ 46	—
別途積立金の積立	—	—	—	—	—	3,500
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当(中間配当)	—	—	—	—	—	—
利益処分による役員賞与の支給	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	10,403	10,401	10,401	—	127	3,500
平成18年9月30日残高	26,487	26,200	26,200	695	260	21,600

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計		
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			その他有価 証券評価 差 額 金	
平成17年9月30日残高	7,635	26,563	△ 6,001	52,445	1,470	53,916
事業年度中の変動額						
転換社債の株式への 転換による新株の発行	—	—	—	4,439	—	4,439
新株予約権付社債の新株予約権 の行使による新株の発行	—	—	—	16,365	—	16,365
特別償却準備金の 繰入(前期分)	△ 63	—	—	—	—	—
特別償却準備金の 取崩(前期分)	52	—	—	—	—	—
特別償却準備金の繰入	△ 163	—	—	—	—	—
特別償却準備金の取崩	46	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	△ 3,500	—	—	—	—	—
剰余金の配当	△ 1,302	△ 1,302	—	△ 1,302	—	△ 1,302
剰余金の配当(中間配当)	△ 1,044	△ 1,044	—	△ 1,044	—	△ 1,044
利益処分による役員賞与の支給	△ 55	△ 55	—	△ 55	—	△ 55
当期純利益	7,686	7,686	—	7,686	—	7,686
自己株式の取得	—	—	△ 11	△ 11	—	△ 11
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	242	242
事業年度中の変動額合計	1,656	5,283	△ 11	26,077	242	26,319
平成18年9月30日残高	9,291	31,847	△ 6,012	78,522	1,712	80,235

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式については総平均法に基づく原価法、その他有価証券については、時価のあるものは事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。時価のないものは総平均法に基づく原価法により評価しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、原材料及び仕掛品については総平均法に基づく原価法、貯蔵品については最終仕入原価法に基づく原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産等

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア以外の無形固定資産及び投資その他の資産（長期前払費用）の減価償却方法は、定額法によっております。市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と、残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

4. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異につきましては、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することにしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税引前当期純利益が70百万円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該資産の金額から直接控除しております。

2. 役員賞与に関する会計基準

当事業年度より「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）に従い、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方々と比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ55百万円減少しております。

3. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。従来資本の部の合計に相当する金額は80,235百万円であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）

関係会社の借入金520百万円に対する担保 520百万円

有形固定資産

工場財団 5,158百万円

建物 892百万円

土地 4,266百万円

土地 8百万円

上記に係る債務の金額 620百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 66,814百万円

投資不動産等の減価償却累計額 1,039百万円

3. 有形固定資産の取得価額より直接減額されている圧縮記帳額

建物 46百万円

機械及び装置 286百万円

工具、器具及び備品 139百万円

4. 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入れに対する

債務保証額 2,177百万円

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

受取手形 446百万円

6. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 7,410百万円

短期金銭債務 534百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

関係会社に対する売上高	30,053百万円
関係会社からの仕入高	3,910百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	1,685百万円

2. 研究開発費

研究開発費は一般管理費として表示しており、その総額は9,202百万円であります。

3. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失
遊休	岐阜県大野郡他	土地	70百万円

(経緯)

遊休土地は、事業の用に供する具体的な計画が存在しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

主に事業部単位にてグルーピングを行っております。将来の使用が見込まれていない遊休資産については個別単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、主に固定資産税評価額を基礎として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数 3,226,262株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金限度超過額	4,574百万円
賞与引当金限度超過額	1,887
減価償却費限度超過額	918
役員退職慰労引当金限度超過額	550
未払事業税否認額	357
未払社会保険料否認額	205
その他有価証券評価差額	137
前払委託研究費	58
その他	77
計	8,767

(繰延税金負債)

特別償却準備金	171百万円
その他有価証券評価差額	1,129
繰延税金資産の純額	7,466

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳	
法定実効税率	39.74%
(調整)	
移転価格更正関連項目	5.12%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.43%
税額控除	△9.50%
その他	△0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.68%

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,082円37銭
2. 1株当たり当期純利益	112円12銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	94円94銭
4. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
(1) 1株当たり当期純利益	
① 損益計算書上の当期純利益	7,686百万円
② 普通株式に係る当期純利益	7,686百万円
③ 普通株式の期中平均株式数	68,552,805株
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
① 当期純利益の調整額	20百万円
② 普通株式増加数	12,617,929株

リースにより使用する固定資産に関する注記

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	993百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	538百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	454百万円

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度	
適格退職年金制度及び退職一時金制度	
2. 退職給付債務等の内容	
(1) 退職給付債務及びその内訳	
退職給付債務	△17,780百万円
年金資産	5,717
未認識数理計算上の差異	596
退職給付引当金	△11,467
(2) 退職給付費用の内訳	
勤務費用	949百万円
利息費用	327
期待運用収益	△98
数理差異償却	149
退職給付費用	1,328

(3) 退職給付債務等の計算基礎

割引率

2.0%

期待運用収益率

2.0%

退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

数理計算上の差異の処理年数

10年（定額法により、翌事業年度から
費用処理することとしている）

独立監査人の監査報告書

平成18年11月8日

浜松ホトニクス株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 伊 藤 恵 一 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 田 宮 紳 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の平成17年10月1日から平成18年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜松ホトニクス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成18年11月8日

浜松ホトニクス株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恵 一 ㊞
指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 田宮 紳 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浜松ホトニクス株式会社の平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年11月13日

浜松ホトニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 吉 池 隆 ㊞

常勤監査役 松 井 昌 憲 ㊞

社外監査役 鈴 木 武 ㊞

社外監査役 柴 谷 元 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、研究開発投資の源泉となる内部留保の確保と株主の皆様に対する配当の安定的な増加に努めることを基本方針とした上で、業績等諸般の状況を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、既にお支払いしております中間配当金（1株につき15円）を加えました年間の配当金は1株につき35円となり、前期より10円の増配になります。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額1,482,588,720円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年12月22日

2. 剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,000,000,000円

配当積立準備金 3,500,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

ア。「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」といいます。）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法施行時に、整備法に定める経過措置規定により定款に定めがあるとみなされている次の内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります。

- ・取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨（変更案第4条）
- ・株券を発行する旨（変更案第6条第2項）
- ・株主名簿管理人を置く旨（変更案第11条第1項）

単元未満株式について行使することができる権利を明確にするための規定を新設するものであります。（変更案第9条）

株主総会の招集地を明確にするため、招集地の規定を追加するものであります。（変更案第12条第2項）

株主総会参考書類等について、株主の皆様に対してより充実した情報の提供を行うことができるようにするための規定を新設するものであります。（変更案第15条）

株主総会における代理人による議決権行使について、代理人の数を当社の株主1名と定めるものであります。(変更案第17条第1項)

取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第23条第2項)

有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第35条)

イ．株主の皆様への周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するものであります。なお、あわせて、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)

ウ．有能な人材の確保とその期待される役割を十分発揮できるようにするため、社外取締役の責任を予め限定する契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。なお、当該規定を新設する議案を本総会に提出することにつきましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第26条)

エ．附則につきましては、その目的を達しておりますので、削除するものであります。

オ．上記のほか、必要な規定の加除、語句の修正及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、浜松ホトニクス株式会社と称し、英文では、HAMAMATSU PHOTONICS K.K.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むを以って目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電磁波機器、通信機器、医療機器等の研究、試作、製造及び販売。 2. 前号に付帯する一切の事業。 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を浜松市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は250,000,000株とする。 (新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第5条の2 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数及び株券の発行) 第6条 当社の発行可能株式総数は250,000,000株とする。 — 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第6条 当社の<u>1単元の株式の数は</u>100株とする。 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に<u>係わる株券</u>を発行しない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(株 券)</p> <p>第7条 当社の<u>株券の種類は取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の<u>株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は</u>100株とする。 当社は、<u>第6条第2項の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に<u>係る株券</u>を発行しない。</p> <p>(<u>単元未満株式を有する株主の権利</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 <u>当社の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎決算期現在における株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに招集する。</u> (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに招集する。</u> — <u>当社の株主総会は、静岡県浜松市又はこれに隣接する地にて招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長) 第12条 当会社の株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(決 議) 第13条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p>	<p>(議 長) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決 議) 第16条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<u>会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第14条 当会社の株主は、当会社の議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任) 第15条 当会社の取締役は、株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(員数) 第16条 当会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(任期) 第17条 当会社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 当会社の株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任) 第18条 当会社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (現行どおり)</p> <p>(員数) 第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 当会社の取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の</u>終結の時までとする。</p> <p>補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第17条の2</u> 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。 <u>当社の代表取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第18条</u> 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規則) <u>第18条の2</u> 当社の取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第21条</u> 当社の代表取締役は、取締役会の決議をもって選定する。</p> <p>当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) <u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) <u>第23条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 — 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則) <u>第24条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第19条 <u>当会社の取締役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第20条 当会社は、取締役会の決議をもって、相談役及び顧問若干名を定めることができる。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選 任)</p> <p>第21条 当会社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第22条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与及び退職慰労金その他の職務遂行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>(相談役及び顧問)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選 任)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第23条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第25条 当社の監査役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第26条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は株主総会の決議を<u>もって</u>定める。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第30条 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によ<u>って</u>定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第27条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利 益 配 当)</p> <p>第28条 当会社の利益配当金は、<u>毎決算期現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第28条の2 当会社は、取締役会の決議により、<u>毎年3月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(転 換 社 債 の 転 換 と 配 当 金)</p> <p>第29条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金については、<u>転換請求が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(社 外 監 査 役 の 責 任 限 定 契 約)</p> <p>第35条 当会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第36条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>(剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日)</p> <p>第37条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(転 換 社 債 の 転 換 と 配 当)</p> <p>第39条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の期末配当又は中間配当については、<u>転換請求が10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第30条 <u>当社の利益配当金、中間配当金及び諸交付金は、その支払開始の日から満5年を経過したときは、その支払の義務を免れる。</u> <u>利益配当金、中間配当金及び諸交付金には、利息をつけない。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>第23条の規定に関わらず、平成14年9月30日に係る定時株主総会の終結前に在任する監査役の任期については、なお従前のとおり3年とする。</u></p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第40条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> <u>前項による配当には、利息をつけない。</u></p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名及び監査役4名に対し、当期の業績等を勘案して、総額5,500万円（取締役分4,800万円、監査役分700万円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。また、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決定に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

なお、役員賞与は、従来、株主総会の利益処分案決議に基づき支給されておりましたが、会社法の施行に伴い、報酬等として取り扱うことになったため、個別の議案として提出いたしております。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

1. 電磁的方法（インターネット等）をご利用される皆様へ

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。また、株主様のインターネット利用環境によっては、議決権行使サイトにおけるインターネットによる議決権行使ができない場合もございますので、その旨ご了承ください。

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。今回ご案内するパスワードは、本株主総会に於いてのみ有効です。なお、パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望される場合は、議決権行使サイトの画面の案内に従ってお手続きください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、株主総会前日の平成18年12月20日（水曜日）の午後5時までに行使されますようお願いいたします。

電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

電磁的方法（インターネット等）と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、電磁的方法（インターネット等）の行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主様のご負担となりますのでご了承ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使に関するお問い合わせ

中央三井証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話 0120(65)2031 受付時間 土日祝日を除く 9:00~21:00

2. 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

MEMO

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 静岡県浜松市板屋町111番地の1
アクトシティ浜松 中ホール
交通 J R浜松駅北口より徒歩5分

